



## 全国妊娠SOSネットワーク 規約

第1条（名称） 本会は、「全国妊娠SOSネットワーク」（全妊ネット）と称する

第2条（目的） 本会は、全国の妊娠相談窓口の質の向上と地域・全国の支援ネットワーク作りにより、0日・0か月の虐待死、虐待の重症化、遺棄児、妊婦健診未受診の飛び込み出産、長期施設養育等を防ぐことを目的とする。

第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 妊娠SOS相談員向けスキルアップ研修（妊娠相談窓口の質の向上とネットワーク化）
2. 日本子ども虐待防止学会での応募シンポジウム（多職種への周知・連携の拡大）
3. 妊娠SOS対応パッケージ研修（専門職者の知識の向上と連携の拡大）
4. 妊娠SOSの周知・啓発活動（10代も見やすいホームページ）
5. 政策提言

第4条（会員と会費）

1. 本会の構成員は、妊娠相談に関わる機関・団体、個人をもって組織する。
2. 本会は連携・協働対象が公的機関である場合が多いことを鑑み、妊娠相談に関わる機関・団体の会員は非会費制とする。
3. 個人会員からは、年会費3000円を徴収し、事業運営のための財源とする。

第5条（組織及び運営） 本会の事務局を東京都東久留米市東本町3-17-2Fとする。

第6条（経費） 本会の運営に要する経費は、業務委託費、助成金、会費及び寄付をもってこれにあてる。

第7条（役職） 本会は、理事会の決議をもって次の役職を置く。理事長1名、理事若干名、監査役1名、顧問2名。

第8条（理事会） 会務の執行にあたり、1年に2回理事長は理事会を統括する。

第9条（監査） 監査役は、監査の結果を理事会に報告する。

第10条（役職の選任と任期） 役職は理事会において選任され、任期を二年とし、再任を妨げない。

第11条（会計年度） 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条（設立年月日） 本会の設立年月日は、平成27年11月19日とする。

第13条

理事長： 佐藤 拓代（大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長、医師）

理事：

- 田尻 由貴子（スタディライフ熊本特別顧問、医療法人聖粒会慈恵病院元看護部長、助産師）
- 萬屋 育子（子ども虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）理事長、愛知県児童相談所元所長）
- 松岡 典子（MCサポートセンターみっくみえ代表、CAPNA理事、助産師）
- 姜 恩和（埼玉県立大学保健医療福祉学部講師）
- 赤尾 さく美（一般社団法人ベアホープ理事、日本財団特別養子縁組事業企画コーディネーター、助産師）

監査役：中島 かおり（にんしんSOS東京代表理事、助産師）

顧問：森本 志磨子（葛城・森本法律事務所弁護士、NPO法人子どもセンターぬっく理事長）

湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部教授、なくそう！子どもの貧困全国ネットワーク共同代表）